

一般廃棄物処理業許可証

島地環 第 583 号
令和6年3月8日

所在地 静岡県島田市島118番地1

名称 有限会社 塚本商店

代表者 代表取締役 塚本 和成 様

島田市長 染 谷 紗代


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定により、次の条件を付して許可する。

1 業務の内容	(1) 収集 (2) 運搬
2 取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器、家庭系一般廃棄物（直接搬入が不可能であり、かつ、戸別収集を含む市の計画収集で対応できない場合に限る。）
3 許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
4 その他の条件	<p>1、島田市内的一般廃棄物は、島田市外へ持ち出さないこと。 2、島田市外的一般廃棄物は、島田市内に持ち込まないこと。 3、島田市及びごみ処理施設の職員の指示に従うこと。 4、次に掲げるものをごみ処理施設に搬入してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 島田市の指定袋を使用していない廃棄物 ② 他市町村より排出された廃棄物 ③ 産業廃棄物、特別管理一般廃棄物 ④ 島田市の基準による分別収集がされていない廃棄物 ⑤ 中間処理や埋め立てに障害となる廃棄物 <p>5、廃棄物処理手数料については、担当職員の指示に従うこと。 6、廃棄物の収集・運搬等の手数料は、適正な額とすること。 7、運搬車両は、常に清潔に保つこと。 8、運搬車両や契約事業者等の変更があった場合、速やかに届け出ること。 9、一時的に生じた多量の廃棄物を搬入する場合には、事前に連絡し承認を得ること。 10、業務状況報告書を毎月必ず（翌月10日までに）提出すること。（特定家庭用機器は種類毎台数を記載すること。） 11、特定家庭用機器は、県内の指定取引場所へ搬入すること。 <u>12、田代環境プラザにおける廃棄物処理手数料は、期限内納付を遵守すること。</u> <u>※ 納付が履行されない場合には、窓口納付となります。</u> </p>